

滑川市男女共同参画計画

～第3次ときめき かがやき ひかりのプラン 後期実施計画～



令和6年(2024年)3月

はじめに



「第5次滑川市総合計画」で目指す、一人一人の人権が尊重され、互いの個性を認め合いながら、支え合うダイバーシティ（多様性）が尊重される優しい社会の実現のためには、私たちが互いに責任を分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる「男女共同参画社会」を実現する必要があります。

本市では、令和元年に「滑川市男女共同参画計画 第3次 ときめき かがやき ひかりのプラン」を策定し、各施策を進めてきました。

計画策定から5年が経過し、少子高齢化や人口減少の進展、地域社会の変化など、私たちを取り巻く環境は変化を続けています。特に若い世代を中心として、理想とする生き方や働き方、家族の姿などは多様化し、それを実現できる社会こそが、目指す男女共同参画社会の姿であると言えます。

こうした社会情勢の動向や新たな課題に対応して、男女共同参画施策を総合的かつ計画的に推進するため、「滑川市男女共同参画計画～第3次 ときめき かがやき ひかりのプラン～ 後期実施計画」を策定しました。

この計画では、「家庭・地域・職場において、すべての人が活躍できる環境づくり」、「男女共同参画社会実現のための意識づくり」、「すべての人が健やかに安心して暮らせるまちづくり」の3つの基本目標を掲げ、「ともに認め合い、支え合う、ひかり輝く社会の実現」に向けた取組をこれまで以上に推進してまいります。

男女共同参画社会の実現には、行政、関係機関、事業者、市民がその大切さや必要性を理解し、それぞれが主体的に取組を進めていくことが何より重要と考えております。皆様の一層のご理解ご協力をお願いいたします。

本計画の策定にあたり、貴重なご意見をいただきました滑川市男女共同参画推進員の皆様はじめ、関係各位に対しまして、深く感謝申し上げます。

令和6年3月

滑川市長 水野達夫

第1章 計画策定にあたって

1	計画策定の趣旨	2
2	計画の位置づけ	2
3	計画の期間	2
4	計画策定の背景	3
5	基本目標	8
6	計画の総合目標	9
7	計画の体系図	10

第2章 基本目標と施策の方向

基本目標Ⅰ	家庭・地域・職場において、すべての人が活躍できる環境づくり	12
基本目標Ⅱ	男女共同参画社会実現のための意識づくり	21
基本目標Ⅲ	すべての人が健やかに安心して暮らせるまちづくり	25

第3章 計画の推進

1	庁内体制の充実	34
2	国、県、関係団体、事業所等との連携	34
3	男女共同参画推進委員会の設置	34
4	計画の進捗状況管理	34

第1章

計画策定にあたって

- 1 計画策定の趣旨
- 2 計画の位置づけ
- 3 計画の期間
- 4 計画策定の背景
- 5 基本目標
- 6 計画の総合目標
- 7 計画の体系図

1 計画策定の趣旨

滑川市では、性別にかかわらず、市民一人ひとりが輝けるまちを目指して、平成9年に「ときめき かがやき ひかりのプラン」、平成16年に「ときめき かがやき ひかりのプラン2004」、平成21年に「第2次 ときめき かがやき ひかりのプラン2009」、平成26年に「滑川市男女共同参画計画 第2次 ときめき かがやき ひかりのプラン2009 後期実施計画」、平成30年に「第3次 ときめき かがやき ひかりのプラン2018」を策定し、各施策を進めてきました。

現行計画の策定から5年が経過し、その間、国においては、令和2年に「第5次男女共同参画基本計画～すべての女性が輝く令和の社会へ～」が、富山県においては、令和5年に「富山県民男女共同参画計画（第5次）」が策定され、2030年には、誰もが性別を意識することなく活躍できる社会を目指すなど、男女共同参画の取組は新たな段階に入っています。

「富山県男女共同参画社会に関する意識調査」や「滑川市男女共同参画公開講座アンケート」によると、依然として性別による固定的役割分担意識が残っている状況ではありますが、近年、主に若い世代の理想とする生き方は変わってきており、未来を担う若い世代が理想とする生き方や働き方を実現できる社会こそが、今後の男女共同参画社会の形成において重要であると考えられます。

このようなことから、これまでの取組みの成果と課題を踏まえ、より一層の取組み推進を図るため、後期実施計画を策定するものです。

2 計画の位置づけ

この計画は、男女共同参画社会基本法第14条第3項の規定に基づく計画です。

また、この計画の一部を「女性活躍推進法」第6条第2項の規定に基づく推進計画、及び「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（以下「DV防止法」といいます。）」第2条の3第3項の規定に基づく基本計画として位置付けています。

施策の推進にあたっては「第5次滑川市総合計画」との整合性、関連する本市の個別計画との連携を図ります。

3 計画の期間

この計画は、2024年度から2028年度までの5年間を計画期間とします。ただし、男女共同参画をめぐる状況に大きな変化が生じた場合には、速やかに見直しを行います。

4 計画策定の背景

1 国等の動き

①世界の動き

世界では国連を中心に様々な取組みが実施されてきました。近年では、平成 27 年に「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が採択され、「ジェンダー平等の実現と、女性・女児のエンパワーメント（能力強化）は、全ての目標とターゲットにおける進展において死活的に重要な貢献をするものである」とされています。また、持続可能な開発目標（SDGs）では、「ジェンダー平等の実現と女性のエンパワーメントは、全ての目標とターゲットの進展にきわめて重要な貢献をするものである」としています。

また、国連事務総長は、新型コロナウイルス感染症の世界的大流行がもたらした影響により、女性と女児は壊滅的な社会的・経済的影響を受けているとして、各国政府に対し、新型コロナウイルス感染症への対応に向けた取組みの中心に女性と女児を据えるよう強く要請しました。

このように、ジェンダー平等に向けた世界の取組みは、国連を主導に進められています。



②国の動き

国においては、平成 11 年に「男女共同参画社会基本法」が制定され、男女共同参画社会の実現は緊要の課題であり、日本の社会を決定する最重要課題と位置付けました。男女共同参画社会基本法に基づいて、平成 12 年には「男女共同参画基本計画」が策定されました。

その後、平成 13 年に「DV防止法」が制定、平成 25 年には改正され、法律婚または事実婚の配偶者（婚姻関係を解消した場合の元配偶者も含む。）に加え、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力およびその被害者について、法の適用対象となりました。

さらに、平成 27 年 9 月には、「女性活躍推進法」が制定されました。この法律は、国・地方公共団体および従業員数が 301 人以上の民間事業主に女性の活躍に関する状況の把握や課題の分析、事業主行動計画の策定、情報公表を義務付けています。

令和2年には、「第5次男女共同参画基本計画」を策定し、「政策・方針決定過程への女性の参画拡大」、「雇用分野、仕事と生活の調和」、「あらゆる暴力の根絶」、「生涯を通じた健康支援」、「女性の視点からの防災・復興」などが含まれ、2030年代には、誰もが性別を意識することなく活躍でき、指導的地位にある人々の性別に偏りがないような社会を目指しています。

③県の動き

富山県においては、平成13年に制定した「富山県男女共同参画推進条例」に基づく計画として同年に「富山県民男女共同参画計画」が策定されました。また、平成18年にはDV防止法に基づく基本計画として「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画（富山県DV対策基本計画）」が策定され、これまで両計画の改定が重ねられてきました。

平成28年3月には、顕在化しているDV被害の状況やDV防止法改正の趣旨を踏まえ、「富山県DV対策基本計画（第3次）」が策定されました。

さらに、令和5年3月には、「富山県民男女共同参画計画（第5次）」が策定されました。この計画においては、「意識と行動のアップデート」、「職場における女性の活躍拡大」、「男女共同参画社会の基盤づくり」、の3つの基本目標を柱に、11の重点課題に取り組むこととしています。

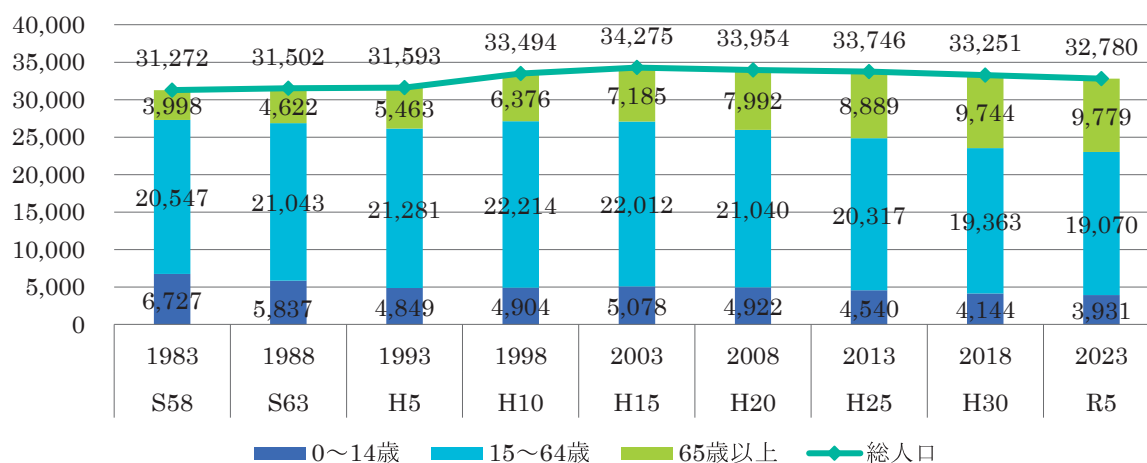
2 滑川市の状況

① 少子高齢化の進行と人口減少社会の到来

本市の令和5年（2023）年の総人口は、32,780人で、平成16（2004）年の34,321人（ともに住民基本台帳・10月1日現在）をピークに減少に転じ、国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、今後も人口は減少を続けるものと見込まれていますが、「子育て応援宣言」を掲げ、各種子育て支援施策の効果もあり、人口減少は抑制傾向にあります。

また、年少人口（15歳未満）、生産年齢人口（15～64歳）が減少傾向であるのに対し、老年人口（65歳以上）は増加しており、平成5（1993）年を境に年少人口と老年人口が逆転し、少子高齢化の傾向が強まっています。

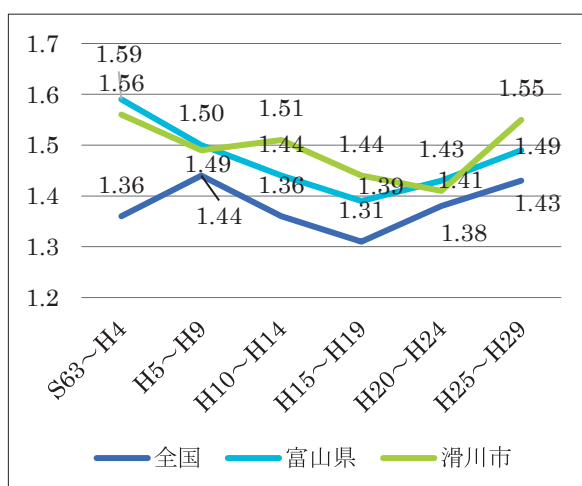
◆滑川市の年齢（3区分）別人口の推移



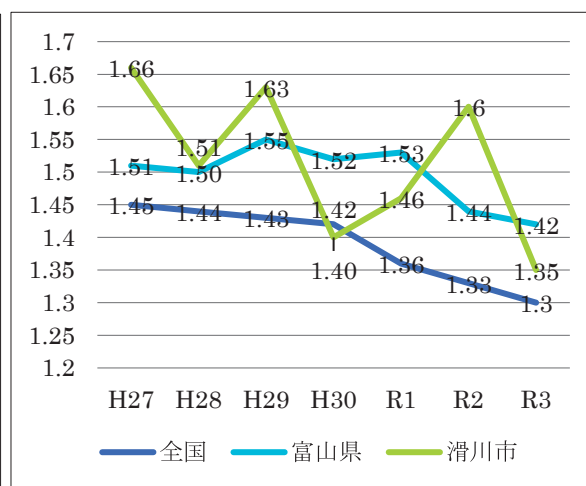
資料：「住民基本台帳」（注）平成25年より外国人住民を含む。

本市の合計特殊出生率（女性が生涯に生む子どもの数）は、令和3年で1.35となっており、引き続き少子化傾向が続いています。

◆合計特殊出生率（ベイズ推定値）の推移



◆合計特殊出生率の推移



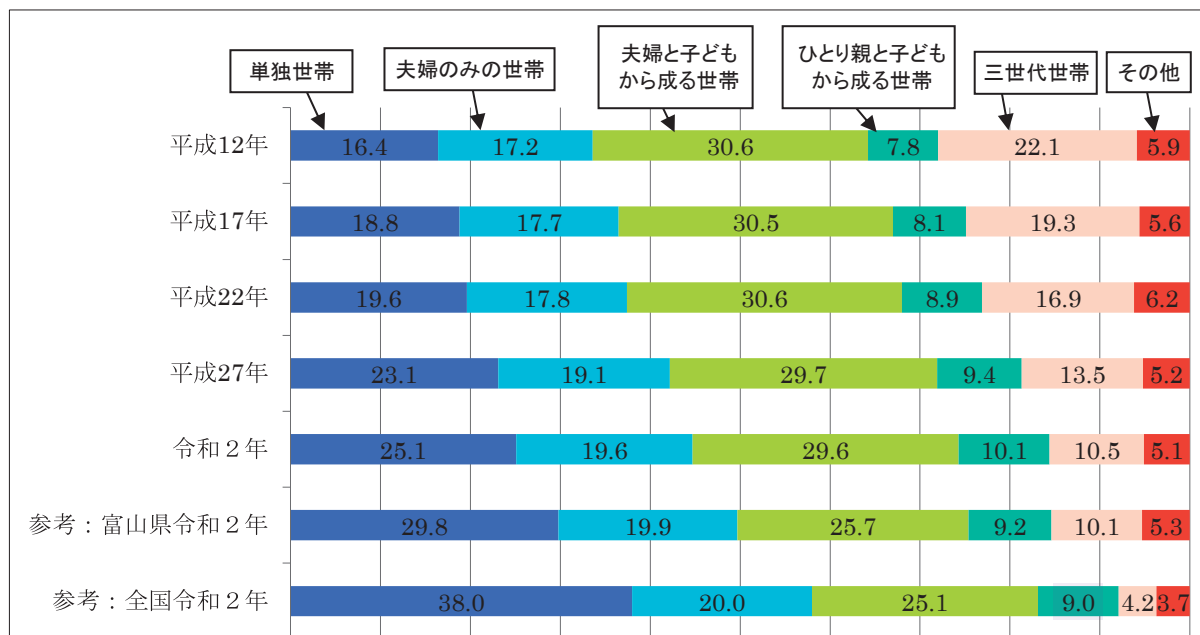
資料：厚生労働省「人口動態調査」、富山県厚生部医務課「人口動態統計」

* ベイズ推定値：出現数の少なさに起因する偶然変動の影響を減少させ、地域間比較、経年比較ができるように算出したもの。

②家族形態の変化

本市の三世代同居率は令和2年10.5%と全国の4.2%、富山県の10.1%に比べて高いものの、その割合は、明らかに減少しています。近年は、夫婦のみまたは親と子どもから成る核家族世帯と単独世帯の割合が増加しており、滑川市においても、親と子どもから成る核家族世帯が多くなっています。

◆滑川市の一般世帯の家族類型別割合の推移

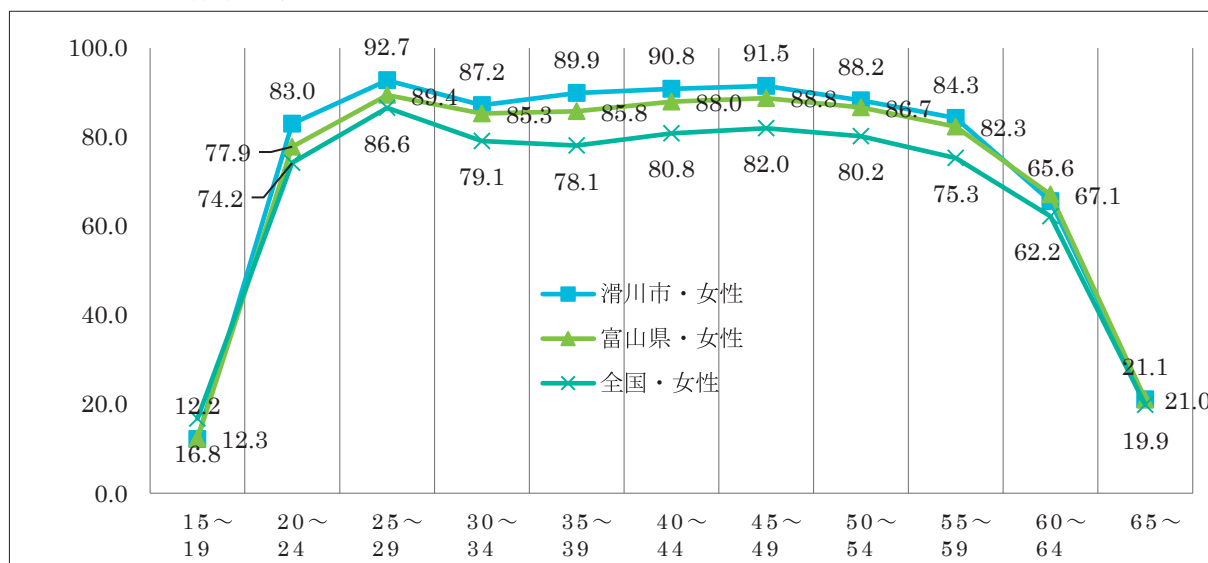


資料：総務省「国勢調査」

③就業環境をめぐる状況

労働力率を年齢階級別にグラフ化すると、女性は出産・子育て期にいったん低下し、その後再就職により増加することからM字型となっています。本市の女性の労働力率は30～34歳層で一時的に落ち込んでいますが、全国と比較すると、全体的に高い労働力率で推移しており、M字カーブの底は浅くなっています。

◆女性の年齢階級別労働力率

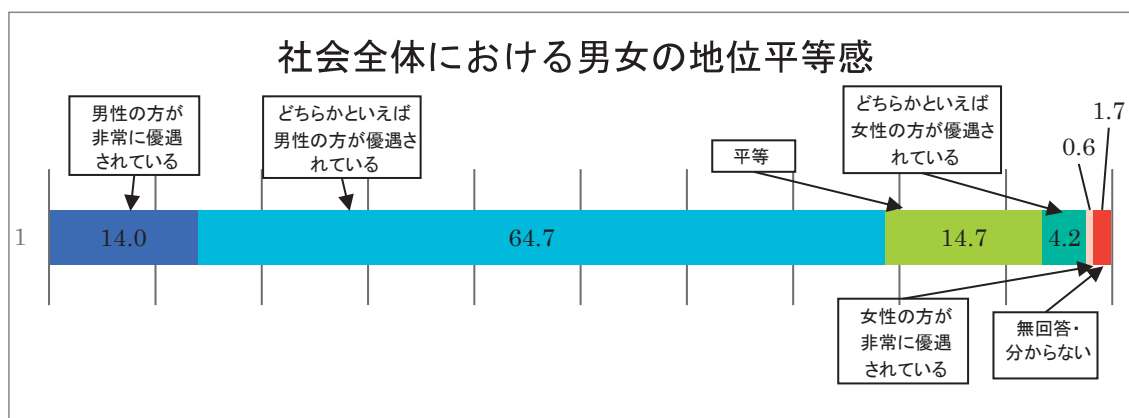


資料：総務省「国勢調査」（令和2年）

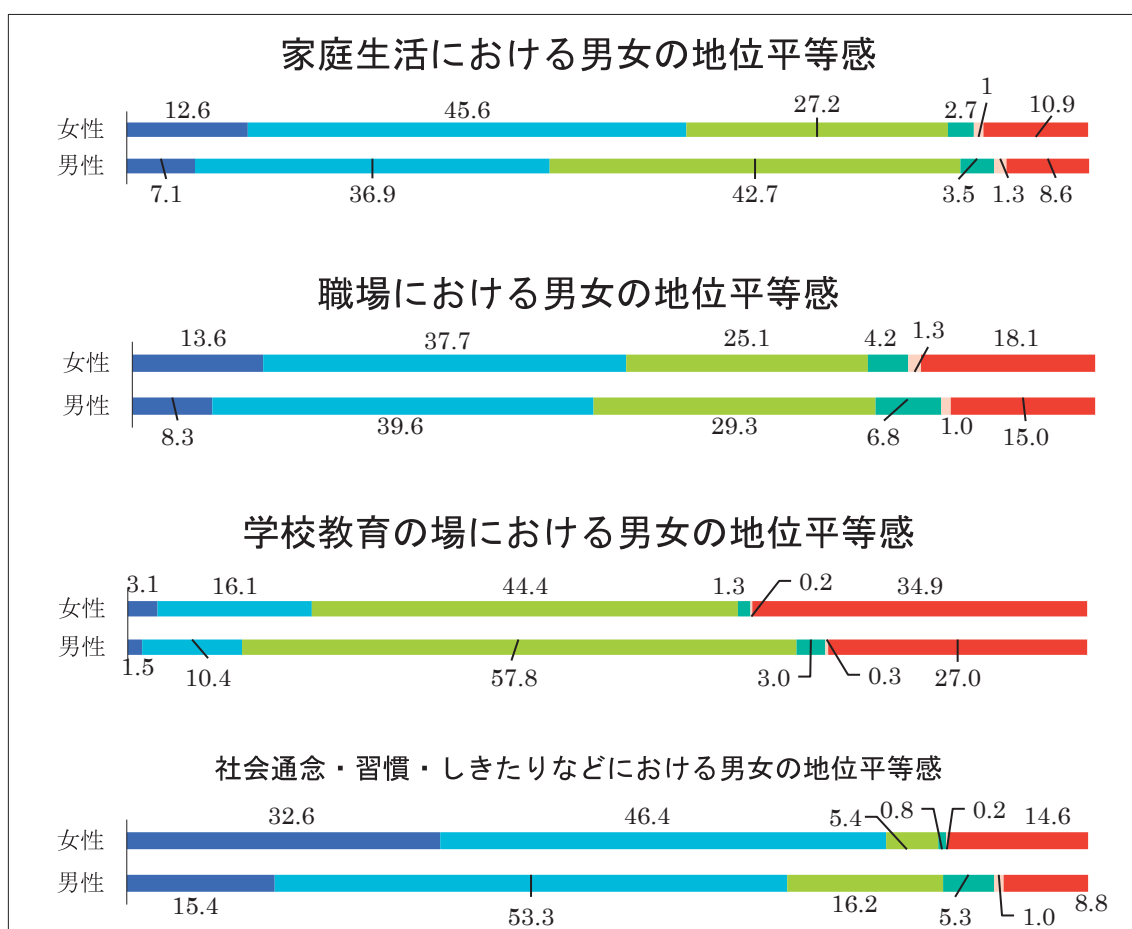
3 市民の意識

①男女の平等感

「男性優遇」（「男性の方が非常に優遇されている」＋「どちらかといえば男性の方が優遇されている」）と答えた人が、78.7%と8割近くを占め、「社会通念・慣習・しきたりなど」の項目では7割以上、「家庭生活」、「職場」の項目では、約半数が、「男性優遇」ととらえています。「学校教育」の項目では、「平等」と答えた人が、女性で44.4%、男性で57.8%と他の分野に比べると高い割合になっています。家庭生活や職場など様々な場で、男女平等や公平なあり方を啓発する必要があります。



資料：内閣府「男女共同参画社会に関する世論調査」（2022 年）



資料：富山県知事政策局「富山県男女共同参画社会に関する意識調査報告書」（2021 年）

5 基本目標

滑川市における男女共同参画社会の実現に向けて、本プランでは以下の3つの基本目標を掲げます。

（基本目標Ⅰ）家庭・地域・職場において、すべての人が活躍できる環境づくり

性別による固定的役割分担意識を背景に、今も男性の長時間労働が多く行われ、家事・育児・介護等の負担の多くを女性が担っている現状がありますが、若い世代を中心に理想とする家庭観や職業観は変わってきています。これまで仕事をしていた女性が、子どもの出産や、家族の介護が必要な状況になっても、仕事と生活の両立を図ることができる環境や、働きたい人すべてが、性別に関わりなくその能力を十分に発揮し、生き生きと働くことが出来る環境を整備し、家庭や地域、職場で、すべての人が自分の理想とする多様な生き方「令和モデル」を実現することが今後の男女共同参画社会において重要です。男女がともに家庭・地域・職場における方針決定過程に参画し、責任を担うことや、それぞれの個性や経験を生かし、能力を十分に発揮し活躍できるよう支援します。

（基本目標Ⅱ）男女共同参画社会実現のための意識づくり

これまでも、男女共同参画を推進する様々な取り組みが実施されてきましたが、依然として男女の平等感の解消されず、社会全体の意識が変わるには至っていません。その要因の一つとして、意識の根底に、固定的な役割分担意識や、性差による偏見や決めつけ、無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）があります。自分の考えが偏っているのではないかという視点を持つことや、多様な考え方を受け入れること、自分と異なる価値観とその背景を考えることなどが大切で、その考えを受け入れたうえで行動することが男女共同参画社会の実現につながります。幼少のころから長きにわたり形成された性別に関する固定観念の打破には年齢に応じた教育や学習の場での働きかけが必要です。性差に対する偏見の解消や個性や違いを認め合う人権教育を一層推進します。

（基本目標Ⅲ）すべての人が健やかに安心して暮らせるまちづくり

生涯を通じて健康な心身を維持するために、女性も男性もお互いの性差に応じた健康について理解を深め、相手への思いやりを持って生活を営むことが大切です。特に女性の心身状態は、妊娠や出産、更年期疾患など、年代によって大きく変化する特性があることに、男女とも気を配ることが必要です。このことから、性差に関する理解を深めるとともに、生涯を通じた健康を支援するための総合的な施策の推進をします。

また、男女が互いの人権を尊重し、安全に安心して暮らせる環境を整備することは、女性

活躍推進のための前提となるものです。配偶者やパートナー間での暴力の実態については、女性で 30.0%、男性で 18.8%が何らかのDV被害経験があると答えています。（富山県知事政策局「令和元年度 男女間における暴力に関する調査」（2020 年））DVの未然防止のための広報や、潜在的被害者の早期発見、相談体制の整備、若年層を対象とする予防啓発の拡充、教育・学習の充実を図ることで、暴力のない社会の実現を目指します。

6 計画の総合目標

「ともに認め合い、支え合う、ひかり輝く社会の実現」

上記の総合目標を掲げ、男性と女性、人と人との、お互いを思いやる優しい滑川市の実現に向け、施策を推進していきます。

7 計画の体系図

